

職員各位

社会福祉法人四天王寺福祉事業団
四天王寺たまつくり苑
施設長 西條 常夫

令和 6 年度介護職員処遇改善加算について

令和 6 年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算ならびに令和 6 年 6 月施行の新加算の支給内容について下記のとおりご報告いたします。

○介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算について

（支給方法）月毎給与にて支給

・基本給

定期昇給

定期昇給に伴う賞与の増額分

定期昇給に伴う法定福利費の増額分

・処遇改善手当

月額 9,700 円 × 常勤換算

改善所要額は以下の通りとなりました。

2 実績報告について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

算定した加算の合計			
①	令和6年度の加算額	(a)	279,399,436 円
i	うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加した加算額	(b)	24,320,096 円
	ア うち、令和7年度の賞金税務に充てるために転り越す部分の額	(c)	0 円
②	令和6年度に賞金税務が必要な額(a-c)	(d)	279,399,436 円
③	令和6年度の賞金税務額 (②の額以上となること)	(e)	333,641,219 円

令和5年度と比較した令和6年度の増加分			
④	令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算額(転越分を除く。)(a-c)	(f)	24,320,096 円
⑤	令和6年度に④を原算として行う新たな資金取替額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(g)	26,440,096 円

⑤	ベースアップの発表	☒ 発表した ☐ 発表していない	実施した場合、 ベースアップ率	1.08%	実施していない場合、 やむを得ない事情
---	-----------	--	--------------------	-------	------------------------

【記入上の注意】

- ② (a)・(b)には、新収算等の決定により典拠する介保費員の賃金改定額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改定を行った場合の決定採算費等の専業主食税の増加分を含めることができる。
- ③ ①は②の額以上となること。ただし、ベースアップのみにより行うことができない場合には、その他の平準、一時金等を組み合わせて典拠しても差し支えない。したがって、①の額は $a + b$ の合計が②の額以上であれば差し支えない。

(2)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和5年度の決算の影響を除いた資金額	(j)	1,828,808,153	円	←
(ア)令和5年度の資金の総額	(k)	1,865,802,856	円	
(イ)令和5年度の資金使費額(再掲)	(l)	333,841,219	円	
(ウ)令和5年4・5月分の旧退職費支援補助金の総額	(m)	3,153,586	円	
② 令和5年度の決算及び組合員の資金使費の影響を除いた資金額(①の額に②の額を足す)	(n)	1,822,196,519	円	←
(ア)令和5年度の資金の総額	(o)	1,870,708,514	円	
(イ)令和5年度の旧退職費支援補助金の総額	(p)	154,914,066	円	
(ウ)令和5年度の旧特定金算の総額	(q)	48,925,520	円	
(エ)令和5年度の旧ベースアップ等算の総額	(r)	31,596,038	円	
(オ)令和5年2・3月分の旧退職費支援補助金の総額	(s)	3,076,371	円	
(カ)令和5年度の各介護サービス事業者等の資金の資金の総額	(t)	0	円	